

## 半田市違反広告物追放活動団体設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）に違反する道路上のはり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）を除却するため、違反広告物追放活動団体（以下「活動団体」という。）を設置し、市民と行政が一体となって良好なまちの景観を形成するとともに市民参加による屋外広告物に関する意識の向上を図ることを目的とする。

### (活動団体の資格)

第2条 活動団体は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 違反広告物の除却活動を定期的かつ適正に実施することができること。
- (2) 違反広告物除却活動をはじめ、広告物の適正化を推進するため、市長に協力して活動すること。
- (3) 除却活動を行う構成員（以下「活動員」という。）が3名以上であること。
- (4) 小学校区を単位とする区域で除却活動ができること。ただし、活動団体の規模、除却活動形態等を勘案し、適当と認めるときはこの限りではない。

### (活動団体の認定手続)

第3条 活動団体の認定を受けようとする団体は、違反広告物追放活動団体認定申請書(様式第1。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動員になろうとする者の名簿(様式第2)
- (2) 違反広告物追放活動計画書(様式第3)
- (3) 除却物の一時保管場所を示す地図
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、活動団体として、適当と認めるときは違反広告物追放活動団体認定書(様式第4)を代表者に交付するものとする。

3 活動団体の認定期間は、3年間とする。ただし、次項に規定する申請に基づき、更新することができる。

4 活動団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに違反広告物

追放活動団体更新申請書（様式第1。以下「更新申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、認定の更新について準用する。

6 活動団体が認定・更新申請書及び添付書類の内容を変更しようとするときは、違反広告物追放活動団体変更届（様式第5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

7 活動団体は、解散又はその活動を中止しようとするときは、違反広告物追放活動団体廃止届（様式第6。以下「廃止届」という。）を市長に提出しなければならない。

（活動団体の認定の取り消し）

第4条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1）活動員が3名未満になったとき。

（2）市長が活動団体として不適切な行為があったと認めるとき。

（3）その他市長が活動団体として適当でなくなると認めるとき。

（活動員の委嘱等）

第5条 市長は、第3条第1項第1号の名簿に登録された者を活動員として委嘱し、身分証明書（様式第7）及び腕章（様式第8）を交付する。

2 活動員は、市内に在住、在勤又は在学の18歳以上の者で、市長が行う違反広告物の除却に関する講習会を受講したものとする。

3 活動員の任期は、活動団体の認定期間とする。

（活動員の解嘱）

第6条 市長は、活動員が次の各号のいずれかに該当するときは活動員を解嘱することができる。

（1）活動員から申し出があったとき。

（2）市長が活動員として不適切な行為があったと認めるとき。

2 活動員は、活動団体が認定期間を満了したとき、認定を取り消されたとき又は廃止届を提出したときはその身分を失う。

3 活動員が前2項の規定によりその身分を失ったときは、第1項に規定する身分証明書及び腕章を市長に返却しなければならない。

（権限の委任等）

第7条 市長は、活動員に対し、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項に規定する簡易除却措置を行う権限のうち、はり紙、はり札等の簡易除却措置（以下「簡易除却」という。）を行う権限を委任する。

2 活動員は、簡易除却を無償で行うものとする。

3 活動員が行うことができる簡易除却は、道路上に限るものとし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）活動員団体の違反広告物追放活動計画書に示された簡易除却

（2）やむを得ない事情により、事前に活動団体の代表者が市長に連絡し、承認を得た日時及び場所で行う簡易除却

（活動員等の義務）

第8条 活動員は、前条に規定する権限を行使するときには、次の事項を守らなければならない。

（1）活動員3人以上で行うこと。

（2）身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。

（3）関係法令及びこの要綱領に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 活動員は、違反広告物を掲出した者との間で問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、直ちに市長に連絡し、その指示を受けなければならない。

3 活動団体の代表者は、簡易除却を行った後、速やかに違反広告物除却報告書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（市の責務）

第9条 市長は、簡易除却を行うために必要な物品を活動団体に支給しなければならない。

2 市長は、簡易除却後に一時保管されたはり札等をすみやかに回収しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

## 違反広告物追放活動団体（認定・更新）申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

（申請者）・団 体 名

・代表者 氏 名

住 所

電 話

半田市違反広告物追放活動団体設置要綱の規定に基づき、下記のとおり違反広告物追放活動団体として認定を申請します。

### 記

1 活動地域 （ ）小学校区

小学校区を活動単位としない場合は、具体的な活動地域をお書きください。

2 活 動 員 名

3 認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 添付書類（更新の場合で、認定内容に変更がなければ不要です。）

（1）活動員になろうとする者の名簿（法人以外の場合）

又は登記簿謄本の写し（法人の場合）

（2）違反広告物追放活動計画書

（3）除却物の一時保管場所を示す地図

（4）活動場所図（活動場所が小学校区単位の場合は不要です。）



## 違反広告物追放活動計画書

（団体等の名称）

（認定番号）

代 表 者	（ふりがな） 氏 名
	連絡先（自宅） （電話） （Eメール）
	連絡先 （ ） （電話） （Eメール）
活動日時	
活動地域	
活動方法（どのような体制で活動されるか、できるだけ具体的に記入してください。）	
除却広告物の保管と回収方法（該当する番号に丸をつけてください。）	
（1）市役所へ直接持ち込む	
（2）団体の一時保管場所に一時保管する	
一時保管場所所在地	
保管場所の名称と保管位置	
保管場所に関する連絡先	

様式第4（第3条関係）

## 違反広告物追放活動団体認定書

認定番号			
		第 年	号 月 日
活動団体名			
代表者氏名	様		
	半田市長		印
半田市違反広告物追放活動団体設置要綱第3条2項の規定に基づき、下記のとおり違反広告物追放活動団体として認定します。			
記			
1 除却活動地域			
2 活動員数			
3 認定期間		年 月 日 から	年 月 日
4 一時保管場所			

様式第5（第3条関係）

## 違反広告物追放活動団体変更届

年 月 日

半田市長様

（申請者）

活動団体名 \_\_\_\_\_

認定番号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

半田市違反広告物追放活動団体設置要綱第3条第6項の規定に基づき、下記のとおり違反広告物追放活動団体の変更を届出します。

記

1 変更する事項

2 変更する理由

様式第6（第3条関係）

## 違反広告物追放活動団体廃止届

年 月 日

半田市長様

（申請者）

活動団体名 \_\_\_\_\_

認定番号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

半田市違反広告物追放活動団体設置要綱第3条第7項の規定に基づき、下記のとおり違反広告物追放活動団体の廃止を届出します。

記

廃止の理由

## 違反広告物追放活動員身分証明書

（表）

活 動 員 身 分 証 明 書						
氏 名	_____					
住 所						
生年月日	年	月	日			
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
上記の者は、半田市違反広告物追放活動員であることを証明する。						
年 月 日			半 田 市 長			
						印

（裏）

（ 注 意 事 項 ）

- 1 事故やけがのないよう、交通安全に心がけてください。
- 2 除却活動中に事故やトラブル等があったときは、現場での処理は行わずに、速やかに市役所都市計画課まで連絡してください。
- 3 除却活動の際には、身分証明書を携帯し腕章を着用して、必ず3人以上で活動してください。
- 4 本証は、他人に貸与したり譲渡することはできません。
- 5 活動員でなくなったときは、速やかに身分証明書と腕章を市役所都市計画課に返却してください。

（緊急時の連絡先） 半田市役所（代表） 0569-21-3111  
半田警察署 0569-21-0110

様式第8（第5条関係）

違反広告物追放活動 腕章

 半田市

違反広告物追放活動員

 半田市

様式第9（第8条関係）

## 違反広告物追放活動報告書

年 月 日

半田市長様

（申請者）

活動団体名 \_\_\_\_\_

認定番号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、違反広告物を除却したので報告します。

### 記

活動日時	除却場所	除却数	活動人数	備考
月 日( )		はり紙		
午前・後 午前・後		はり札		
~		立看板		
		広告旗		
月 日( )		はり紙		
午前・後 午前・後		はり札		
~		立看板		
		広告旗		
月 日( )		はり紙		
午前・後 午前・後		はり札		
~		立看板		
		広告旗		
月 日( )		はり紙		
午前・後 午前・後		はり札		
~		立看板		
		広告旗		
月 日( )		はり紙		
午前・後 午前・後		はり札		
~		立看板		
		広告旗		

